

ふくしまスカイパーク
自作航空機運航実施に伴う「使用許可申請書」の申請に係る要領

第1条 【目 的】

ふくしまスカイパーク（福島農道離着陸場）指定管理者は、「自作航空機運航実施に伴う『使用許可申請書』の申請に係る要領」（以下、「要領」という。）を策定した。

この要領は、福島市農道空港条例（以下、「条例」という。）に定める設置目的に寄与するとともに、自作航空機の健全な発展と航空文化による多面的活用の発展に寄与することを目的として、ふくしまスカイパークを楽しく安全に利用して頂くための申請に係る要領を定める。

2 自作航空機の運航にあつてサーキュラーNo1-006 3-12-3-2 第1段階の飛行（ジャンプ飛行）の実施までは工作物設置等許可申請（条例第14条）を行うことで、この要領は適用されない。

第2条 【申請の受理条件】

条例第6条による使用許可申請書（様式第1号）を受理するにあたり、条例第6条2項により要領第3条の申請の内容を説明する書類、及び指定管理者が求めた時はその他必要と認める書類を提出しなければならない。

第3条 【指定管理者が求める申請者の安全を確認するための書類】

条例施行規則第3条2項に基づき、申請者は以下の内容を指定管理者に書面により提出しなければならない。

2 航空機の安全性の説明書類

申請者は、航空機の安全性を説明するため、航空局の定める関係法令その他諸規則に適合する事を、以下の書面により説明をしなければならない。なお、航空機の安全に関する内容は、国土交通省航空局安全部航空機安全課長発行サーキュラー（No.1-006 平成30年3月30日一部改正版）「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」（以下、「サーキュラー」という。）に準拠する。

- A) 航空法第11条1項による試験飛行の許可書の写し
- B) 機体検査確認書（航空整備士による証明が望ましいが、それと同等以上に信頼性があると認められる証明書でもよい。）の写し
- C) サーキュラー3-5-1 (9) b 搭乗者及び地上の安全を図る方法
- D) サーキュラー3-5-1 (9) c 周辺住民への悪影響を及ぼさないことの説明
- E) サーキュラー3-5-2 (8) 飛行場所及び飛行空域に関する書類
- F) サーキュラー3-12-1 (1) 飛行空域の設定状況
- G) サーキュラー3-12-1 (2) 緊急の場合にとるべき操作手順

- H) サーキュラー3-12-1 (2) 相当の金額を担保する第三者賠償責任保険の本証券の写し、加入していなければ損害を未然に防ぐ為の対処方法を記載した書類
- D) サーキュラー3-12-3-1 (2) 地上試験運転（停止状態での運転）の実績を示すログブック等の写し
- J) サーキュラー3-12-3-1 (3) 地上滑走試験の実績を示すログブック等の写し
- K) サーキュラー3-12-3-2 第1段階の飛行（ジャンプ飛行）の実績を示すログブック等の写し
- L) サーキュラー3-12-4-4 安全監視員等の安全対策の状況を示す書類
- M) サーキュラー3-12-4-5 申請者が定めた安全管理規則等を示す書類

3 操縦者の安全性の証明

申請者は、操縦者の技量が安全である事を説明するため、航空法第28条3項の許可書の写し、及び当該航空機の種類及び等級に隣接する操縦技能証明書（特定操縦技能審査の技能証明を含む）の写し、又は滑空機（等級：動力）の操縦技能証明書の写し、又は日本マイクロライト連盟に所属するスクールの発行した操縦許可又は認定書の写しを提出する。

第4条 申請書の書式

サーキュラーに定める第2段階の飛行を実施する場合は「ふくしまスカイパーク使用許可申請書」を申請する。

2 サーキュラーNo1-006 3-12 自作航空機の安全上の注意事項を遵守する旨を記した書類を提出する。この書類は「宣誓書（書式は任意『申請者の住所・連絡先・氏名（署名押印）、使用機材の登録番号、宣誓の内容、宣誓年月日、宣誓を守れなかった場合は使用許可を取り消されても異存ないことの誓約』）」を宣誓したものとする。尚、宣誓内容には、航空法の許可条件を厳守すること、及び航空法その他関係法令を厳守する内容を入れることとする。

附則

・この要領は、令和1年6月12日、理事会の合議と施設設置者（福島市）の同意を得て指定管理者が制定した。